

## 就学前教育・保育施設大規模改修事業実施要領

この要領は、尼崎市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事業のうち、法人施設の大規模改修に要する経費の一部を補助する事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 1 補助対象事業

要綱第2条第4号に定める事業

（詳細は、下記の3に示す事業で、補助対象事業費の実支出額（認定こども園の場合、保育所部分と教育部分を合算したもの）と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額が2,000万円以上の事業とする。）

### 2 補助条件

- (1) 国等の交付事業に採択され、かつ、市の財政負担が予算の範囲内であること。
- (2) 市に準じて入札等の手続きを行う必要があること。
- (3) 保育環境改善対策事業補助金に申請することができる施設でないこと。

### 3 補助対象事業の要件

#### (1) 対象とする事業

- ① 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった外装や屋上等の防水工事等の改修工事
  - ② 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等の付帯設備の改修工事
  - ③ 保育ニーズに合わせて狭溢な居室の拡大を図るための間仕切り工事や部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
  - ④ 居室と避難通路等との段差の解消や自力避難が困難な児童に係る防災対策に配慮した内部改修工事
  - ⑤ アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
  - ⑥ 消防法及び建築基準法等の関連法令の改正により、新たにその規定に適合させるために必要となる改修工事
  - ⑦ 地震防災対策上必要な補強改修工事
  - ⑧ その他施設における大規模修繕で特に必要と認められる上記に準ずる工事
- ※ 耐震化整備事業を行う場合には、⑦の工事と併せて②の工事及びそれらに準ずるその他必要と認められる工事を行うこと。

#### (2) 事業の完了期限等

補助対象となる施設に決定した年度の末日までに事業を完了すること。

### 4 補助対象事業の選考

(1) 基本的な事項（必須事項）

- ① 国等の交付事業に適合すること。
- ② 10年以上が経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となったものであること。
- ③ 改修後の建物が、耐震補強済又は、新耐震基準に適合する建物とすること。
- ④ 今回の整備事業に対して、周辺住民等のコンセンサスが得られること。
- ⑤ 今回の整備事業での資金計画が健全であること。
- ⑥ その他関係法令（※）及びその趣旨に適合すること。

※ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、建築基準法、消防法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（各法律の施行規則、政省令を含む）、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例、尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例、尼崎市暴力団排除条例等

(2) 選考に係る提出書類

- ① 就学前教育・保育施設整備事業協議書（添付書類含む）

※ なお、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物にあつては、老朽度調査表の提出を必須としないものの、老朽度における加点は行わないことに留意すること。

- ② 協議書に記入した工事の内容が分かるもの及び事業費の積算根拠が分かる見積書
- ③ 工事請負業者3社の見積書
- ④ 地域住民の賛同状況を示したもの
- ⑤ 位置図
- ⑥ 返済計画のわかるもの（借入金のある場合）
- ⑦ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物にあつては、耐震診断結果（Is値など概要がわかるもの）（ただし、既に建物が耐震補強済又は、新耐震基準に適合する建物である場合は、その旨が分かる資料を提出し、耐震診断を新たに実施しない場合は、その旨の理由書を提出すること）

(3) 評価基準に基づく優先順位の決定

これに上記(1)の必須事項を達成している複数の法人施設がある場合には、まず、次の①及び②の項目により優先順位を判定し、同点の場合には、③から⑥の項目で定めた評価点数の合計点数が高い園を優先する。ただし、上記に限らず、過去に本事業の補助対象となった回数が少ない法人施設を優先する。

- ① 建物の老朽度（増改築・改築の建物が複数ある場合、主たる建物の老朽度で判断する。）  
「老朽民間児童福祉施設等の整備について（こ成事第431号）」による老朽度の判定書類（園から提出書類）によって判定する。（ただし、老朽度調査表の提出がない場合は、加点はなしとする。）
- ② 建築後の経過年数
- ③ 大規模改修事業に適合している事業数（上記3の補助対象事業の事業内容項目）
- ④ 2、3号の定員増

⑤ 2、3号の入所率（過去2年間平均）

⑥ 多機能化（過去1年実績）

一時預かり事業、延長保育、0歳児保育、障害児保育の4事業のうち、実施している事業数

## 5 国等の予算等の制限

市及び国等の予算が確保されない、または国等において交付事業が採択されない場合、当該事業は実施しない。国等において交付事業が採択され、市においても当該事業が採択された後に、国等において当該事業が取消された場合、市においても当該事業を取消することができる。これに伴い、損害が生じた場合であっても、市はその損害について負担しない。

## 6 国等の交付事業での留意事項

国等の交付基準による経過年数以内に事業を廃止した場合などには、補助金返還の対象となることがある。

## 7 留意事項

(1) 耐震診断費は対象としない。

(2) 実施設計費は内定後に契約したもののみ対象経費として認められる。

(3) 補助対象事業となる経費は、市が積算する見積りと、工事業者の見積額のいずれか低いほうを基準に、こども家庭庁長官が必要と認めた額とする。

(4) 選考に係る提出書類について、提出後は原則として内容の変更は認められない。特に3(1)に掲げる事業の項目や補助金額の増額に係る変更については、選考に係る内容でもあるため、一切変更することはできないことに留意すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月10日から施行し、平成28年2月5日に遡及して適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年2月2日から施行する。

2 平成28年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年1月31日から施行する。

2 平成29年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年1月26日から施行する。
- 2 令和5年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年1月26日から施行する。
- 2 令和7年度に施設整備に着手した事業については、なお従前の例による。